

知的障害のある方対象

サービス実務科（訓練期間 1 年）

【 Q & A 】

埼玉県立職業能力開発センター

◎訓練関係

【Q1】 訓練は何時から何時まで行われるのですか？

(A1) 原則として、午前8時40分から午後4時20分までです。
1時限45分として、8時限です。ただし、金曜日は6時限となります。

【Q2】 訓練期間はいつからいつまでですか？

(A2) 令和7年度は、令和7年4月8日(火)～令和8年3月6日(金)の1年間です。
令和8年度は、令和8年4月8日(水)～令和9年3月5日(金)（予定）です。
土・日曜日、祝日、夏休み、冬休みを除く月～金曜日が授業日となります。

【Q3】 費用はどれくらいかかりますか？

(A3) 授業料、入校試験手数料は無料です。
ただし、保険料、作業服代、実習や見学時の交通費等は自己負担となります。
令和7年度 27,000円（予定）

【Q4】 訓練中、万一事故にあったりしたときには、救済の制度がありますか？

(A4) 埼玉県職業訓練生災害見舞金の制度があります。そのほかに民間保険として職業訓練生総合保険（保険料7,950円程度）に加入していただきます。

【Q5】 修了することで得られる資格（介護初任者研修など）や受験資格はありますか？

(A5) ありません。介護系の訓練は行いますが、介護職員初任者研修などの資格は取得できません。資格取得を目的とした訓練ではなく、各作業をきちんとできることに重点をおいています。

【Q6】 訓練期間中に生活や健康あるいは就職について相談はできますか？

(A6) 担任はもちろん、就職面ではキャリアカウンセラー、メンタル面では臨床心理士等と相談ができます。

【Q7】 訓練期間中に職場実習を行うのですか？

(A7) 実施予定です。全員が1回以上実施し、期間は3日～10日程度です。
実習受入先企業により回数や期間が異なります。

【Q8】 どのような訓練を行うのですか？

(A8) パソコンなど事務系訓練、清掃や店舗・倉庫作業などのサービス系訓練、介護補助などの介護系訓練を行います。
また、職場における基本的なルール・マナーなどを理解し、社会適応力の向上を目的に社会生活適応訓練も行います。

【Q9】 パソコンは初めてですが、訓練についていけますか？

(A9) 入校生のパソコンのレベルは様々です。ローマ字の読めない方もいますが、基礎から訓練を行いますので心配しないでください。

◎生活面

【Q10】 食堂はありますか。昼食はどうしていますか？

(A10) ありません。各自用意して教室で食べるか、近くのフードコートなどを利用することができます。

【Q11】 自動車・バイクでの通校はできますか？

(A11) 原則として、できません。
公共交通機関又は自転車を利用してください。

◎入校試験

【Q12】 入校試験はどのようなものですか？

(A12) 作文試験、作業検査、面接試験（保護者又は支援者同伴）を行います。
作文試験で国語力を評価、作業検査（例えば、袋詰めなど）で訓練が継続できるか、面接で意欲、訓練の必要性などを評価します。

【Q13】 面接に保護者又は支援者も来られなくなりました。一人では駄目なのですか？

(A13) 原則として、保護者又は支援者が同伴となりますが、やむを得ない場合、本人のみの受験も可能です。ただし、改めて保護者又は支援者から本人の状況について確認することがあります。

【Q14】 応募はどのようにしたらよいですか？

(A14) 次の書類をハローワーク窓口に持参し、相談後、入校願書に押印してもらってから、直接又は簡易書留（受付期間必着）若しくはインターネットで当センターに提出してください。

応募書類は以下のとおりです。

- ①入校願書
- ②本人状況調査書
- ③療育手帳の写し又は公的判定機関からの知的障害の判定書

ハローワーク窓口

- ・特別支援学校等新卒者は、学校を管轄するハローワークの学卒担当窓口
- ・既卒者は、住所地を管轄するハローワークの障害者担当窓口

※ハローワークによっては、新卒者も障害者窓口で受け付ける場合もあります。
詳しくは各ハローワークにお尋ねください。

【Q15】 見学はできますか？

(A15) できます。事前に電話で連絡していただいてから、日程を決めて御案内します。
そのほか、オープンキャンパス、施設見学説明会を実施しています。
詳しくは当センターホームページで確認してください。

【Q16】 知的障害の程度はどれくらいですか。他の障害もありますが受験できますか？

(A16) 訓練を1年間継続して受講でき、企業に就職が可能な程度の方です。他の障害がある場合も受験はできます。本人状況調査書に詳しく書いてください。

【Q17】 特別支援学校生ですが、就職活動と並行して(併願)受験することができますか？

(A17) できます。ただし、就職が決まった時点で速やかに当センターに連絡してください。

**【Q18】 障害者委託訓練を受講して1年が経過していませんが、受験できますか？
(特別支援学校早期訓練コース含む。)**

(A18) 受講の状況により、個別対応となります。
各ハローワークに御相談ください。

【Q19】 専門学校生(高校生)ですが、ハローワークの受付窓口はどこですか？

(A19) 原則、学校の所在地を管轄するハローワークの学卒担当が、窓口になります。

【Q20】 療育手帳を申請中です。応募はできますか？

(A20) できます。当センターに連絡の上、申請用紙の写しを添付してください。

【Q21】 2次募集(追加)は必ずありますか？また、募集枠は何人ですか？

(A21) 1次選考で定員に達した場合は、2次募集(追加)は行いません。
行う場合の募集枠は、定員から1次選考の合格者数を減じた人数となります。
また、入校辞退者が出て欠員が生じた場合、追加募集を行う場合があります。
1次募集 願書受付期間 令和7年11月 4日(火)～12月 4日(木)
2次募集 願書受付期間 令和8年 1月 8日(木)～ 1月27日(火)

◎就職

【Q22】就職率はどうですか？

(A22) 就職状況一覧

	就職希望者	就職者	就職率	備考
令和5年度	10人	9人	90%	R7.3末
令和6年度	10人	10人	100%	R7.3末

当センターでは、保護者及びハローワークや支援機関等と連携しながら、各自の適性に合った就職に結びつく支援を行い就職率100%を目指します。

また、修了時点で就職が決まらない場合でも、就職へのフォローアップを継続して行っていきますので御安心ください。

【Q23】訓練中に就職（内定）が決まった場合は、どうなりますか？

(A23) 就職先の企業によって対応が異なります。

内定後、訓練修了を待って入社できる企業もあります。

また、内定後、直ぐに入社を希望される企業もあります。御家族と相談し即時入社を希望される場合は、当センターを就職退校して就職することができます。その場合、修了生と同様の職場定着支援を受けられますので御安心ください。

◎手当

【Q24】訓練に伴う手当はありますか？

(A24) ハローワークで受講指示を受けた方のうち、雇用保険の方は、入校された場合、手当が支給されることがあります。

また、雇用保険の受給資格のない方で一定の条件を満たす方は、訓練手当が支給される場合があります。

詳細については、各ハローワークに御相談ください。

◎学割

【Q25】通所の定期に学割が適用されますか？

(A25) 学割は適用されません。通勤定期を購入してください。バス定期については障害者割引が適用されます。詳細は、バス会社等にお問い合わせください。